

与野下落合サッカースポーツ少年団 関係各位

与野下落合サッカースポーツ少年団
団 長 近 藤 裕 司

交通安全関連の注意事項

関係各位には、日頃より少年団活動に対しご理解ならびにご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、交通安全等につきましては、既にホームページ等でもお知らせしているほか、役員、指導者から機会ある毎に徹底しているところですが、交通事故はちょっとした気の緩みから発生してしまうことがありますので、今一度交通安全等につきまして、ご家庭でご確認していただきますようお願いいたします。

なお、自転車使用上のルールを守らない（守れない）団員については、交通安全の意識欠如とみなし、学年指導者の判断で、自転車使用を禁止することがあることを申し添えます。

また、自転車、バイク、自家用車の駐車方法、学校施設使用上の注意についてもご確認いただくよう併せてお願いします。

記

1 自転車利用上の注意

自転車の交通違反は罰則の対象となりますが、それ以前に自転車利用者の安全確保の点から、ルールを守り安全運転を行ってください。特に、大人は子どもの見本となっていることを常に意識して自転車等を運転するとともに、子どもに対して自転車の安全利用を徹底してください。

団では、下落合小学校への移動時、5・6年生の団員については自転車利用を認めています。また、八王子グラウンドや区内の小学校等への移動は、4年生は学校主催の自転車運転免許教室終了後から保護者付き添いで、5・6年生は保護者付き添い無しで自転車利用を認めています。次のことを守っていただくとともに、決められた場所を一律でスピードを控えめに安全走行していただきますようお願いいたします。

(自転車安全利用5則)

①自転車は、車道が原則、歩道は例外

- ・自転車は、道路交通法上、軽車両と位置付けられています。

そのため、歩道と車道の区別がある道路では、車道通行が原則です。

ただし、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、道路標識や道路標示によって歩道を通行することができることとされているとき、車道や交通の状況から通行の安全を確保するために歩道を通行することがやむを得ないとき等は歩道を通行できます。

②車道は左側を通行

- ・自転車は、道路の左側の端に寄って通行しなければなりません（右側通行は禁止です）。

③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

- ・歩道では、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。

また、歩行者の通行を妨げることになる場合は、一時停止をしなければなりません。

④安全ルールを守る

- ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- ・夜間はライトを点灯

※夕暮れ時は早めにライトを点灯

一日の交通事故の発生状況を時間帯別にみると、夕暮れ時から夜間にかけて発生件数が急激に増加する傾向が見られます。自転車を運転するときは、早めにライトを点灯しましょう。また、明るい色の服装を着用したり、反射材を身に付けるなどして、自分の存在を周囲にアピールしましょう。

- ・交差点での信号、一時停止標識は必ず守ってください。

また、狭い道から広い道に出るときは、必ず徐行して安全確認をしてください。

⑤子どもはヘルメットを着用

- ・児童・幼児の保護者の方は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせましょう。
- ・児童・幼児以外の方も乗車用ヘルメットをかぶるようにしましょう。

(傘さし・携帯電話・イヤホン等の禁止)

①傘さし運転などの禁止

・傘をさしたり、物を持ったりなど安定を失うおそれがある方法で自転車を運転してはいけません。

②携帯電話の使用禁止

・自転車を運転するときは、携帯電話を持って通話や操作、又は画面を注視してはいけません。

③イヤホン等の使用禁止

・イヤホン等を使用するなど、安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で自転車を運転してはいけません。

※埼玉県では、「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」を改正し、自転車損害保険等への加入が義務化されました（平成30年4月1日施行）。また、自転車事故による死者数が全国ワースト上位で推移するなど、自転車事故対策が喫緊の課題となっていることから、自転車利用者の命を守るため、子どもや高齢者を中心にヘルメット着用の推進を強力に進めています（詳しくは埼玉県HP等を参照）。

2 下落合小学校への移動方法、駐輪及び駐車等

①下落合小学校への移動時、5・6年生の団員については自転車使用可ですが、1～4年生は徒歩のみ、キッズは親の送迎（原則徒歩又は自転車使用とし、学区外の方は自家用車等利用可）とします。保護者が同伴でも4年生以下は団員が自転車を運転しての練習参加は不可です（保護者が二人乗り用のシートにお子さんを乗せて来るのは可。）。

②自宅から下落合小学校間の移動は、原則として児童の通学路を通ってください。

③少年団活動終了後は、残って練習や遊んだりせず、速やかに寄り道をしないで帰宅してください。

④最終利用者は、正門の扉を閉めて帰ってください。

⑤自転車・バイク駐輪場所：中庭駐輪場（白い枠の中に必ず奥から停めること）に駐輪してください。

⑥自家用車駐車場所：平日…2号舎裏又は昇降口前に駐車してください。

土日祝日…2号舎裏に駐車してください。

※駐車不可場所…昇降口付近の黄色線内は駐車厳禁です。当然ですが路上駐車も厳禁です。

3 自家用車の使用

①下落合小学校グラウンドで試合がある場合は、指導者、保護者は自家用車で来校をできるだけ避けてください。

※台数が多くなると奥の車が出られないことがあります。

※お世話係りは他学年（ミニバス・野球等を含む）が下落合小学校グラウンドで試合を行う時は担当チーム内に連絡をし、指導者、保護者が自家用車の使用を控えるよう周知してください。

②下落合小学校での試合時は、該当学年で駐車場誘導を行ってください。

③下落合小学校への自家用車で送迎や乗降の際は、道路渋滞の原因になるほか、他の利用者や近所の迷惑になりますので、学校敷地内で乗降してください。

4 学校施設使用上の注意点

以前から注意喚起されていることですが、以下の件について下落合小学校校庭及び体育館開放運営委員会から指摘がありました。様々な団体が利用する施設です。ルールを守って活動いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

①校庭への出入りは正門を利用してください。東中学校側の南門やグラウンドフェンスの乗り越え、防球ネットの隙間からの出入りは絶対にしないでください。

②自転車は「2 下落合小学校への移動方法、駐輪及び駐車等」のとおり、中庭駐輪場（白い枠の中に必ず奥から停めること）に駐輪してください。

③学校敷地内は全面禁煙です。門の外側で吸う場合は正門の正面を避け、吸い殻を必ず持ち帰ってください。

④学校敷地内に落ちているゴミに気が付いたら必ず拾って片付け、校内美化に努めてください。

⑤小石などは怪我に繋がるため、グラウンド内に落ちていた際にはグラウンド端などに除けてください。

⑥正門付近では、ドリブルやリフティングなど、ボールを使って練習をしたり遊んだりしてはいけません。グラウンド以外ではボール使用は禁止です。

以上